

高知工業高等専門学校運営会議規則

制 定 平成21年 4月 1日

一部改正 平成31年 2月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第14条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運営会議は、本校の管理運営を円滑に行うため、重要事項について審議することを目的とする。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 校長

(2) 教務主事、学生主事及び寮務主事

(3) 専攻科長

(4) 副校長（研究担当）

(5) ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長、各コース長及び各学年主任

(6) 事務部長

(7) その他校長が必要と認めた者

2 校長は、運営会議を主宰する。

(事務)

第4条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日より施行する。

2 高知工業高等専門学校主任会規則(昭和43年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月3日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。